



長野県報

2月13日(火)
平成30年
(2018年)
第2948号

目 次

告 示

生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等の変更の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた施設者の名称等の変更の届出（地域福祉課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾患対策課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（保健・疾病対策課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（保健・疾病対策課）	4
保安林予定森林にする旨の通知（7件）（森林づくり推進課）	4
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知（5件）（森林づくり推進課）	6
広域連合の規約の変更の許可（市町村課）	7
文化財保護条例に基づく長野県宝及び長野県天然記念物の指定並びに長野県宝の指定解除（文化財・生涯学習課）	7

公 告

特定調達契約に係る一般競争入札（建設政策課技術管理室）	7
-----------------------------	---

告 示

長野県告示第72号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成30年2月13日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
フジモリ薬局メルヘン街道店	茅野市豊平3317-3	平成29年9月1日
フジノヤ薬局	北安曇郡白馬村神城22501-1	平成27年7月1日
となりの薬局	安曇野市穂高柏原974-3	平成29年12月1日
博愛こばやし眼科	佐久市取出町127-3	平成29年12月18日
医療法人 井門泌尿器科医院	松本市島立1120の18	平成27年7月1日
三村医院	松本市今井1222	平成29年12月1日
信濃医療福祉センター	諏訪郡下諏訪町社字花田6525-1	平成27年7月1日

信濃医療福祉センター（歯科）	諏訪郡下諏訪町社字花田6525-1	平成27年7月1日
長野県厚生農業協同組合連合会 富士見高原医療福祉センター西箕輪診療所	伊那市西箕輪6700番地2	平成30年1月1日
山一くるみ薬局	東御市県129-20	平成30年1月1日

地域福祉課

長野県告示第73号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成30年2月13日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
AIN諏訪薬局	諏訪市湖岸通り5丁目1135-11	AIN諏訪薬局	リジョイス諏訪薬局	平成30年1月1日
AIN茅野薬局	茅野市玉川字荒神前4183-7	AIN茅野薬局	リジョイス茅野薬局	平成30年1月1日

地域福祉課

長野県告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成30年2月13日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
中澤医院	松本市北深志1-3-11	平成29年11月30日
三村医院	松本市大字今井1222	平成29年11月30日
石塚薬局	小諸市与良町3-2-29	平成29年11月30日
伊那市国保西箕輪診療所	伊那市西箕輪6580番地	平成29年12月31日

地域福祉課

長野県告示第75号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成30年2月13日

長野県知事 阿部 守一

施術所

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
くにの整骨院・はり灸院	上田市上田原855陽光ビル104号室	くにの整骨院・はり灸院	くに整骨院	平成29年12月18日

地域福祉課

長野県告示第76号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成30年2月13日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
長野県厚生農業協同組合連合会 富士見高原医療福祉センター 西箕輪診療所	伊那市西箕輪6700番地2	平成30年2月1日
山一くるみ薬局	東御市県129-20	平成30年2月1日
信州調剤薬局	千曲市杭瀬下3-181	平成30年2月1日
こまんば薬局	下伊那郡阿智村駒場362-1	平成30年2月1日
なべりん訪問看護あいステーション	松本市双葉8-10	平成30年2月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第77号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成30年2月13日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
リジョイス茅野薬局 茅野市玉川字荒神前4183-7	AIN茅野薬局 茅野市玉川字荒神前4183-7	平成30年1月1日
リジョイス諏訪薬局 諏訪市湖岸通り5-1135-11	AIN諏訪薬局 諏訪市湖岸通り5-1135-11	平成30年1月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第78号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成30年2月13日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	辞退予告期間終了年月日
箕輪町訪問看護ステーション	上伊那郡箕輪町大字三日町1372-1	平成30年3月31日

保健・疾病対策課

長野県告示第79号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月13日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

駒ヶ根市中沢8293、8298の7、8299のハの1、8299のハの2、8299のニの1、8299のニの2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第80号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月13日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

佐久市横和字寄塚591の1、601の2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第81号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月13日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

南佐久郡小海町大字千代里字中堰日向456の6から456の9まで、456の27、456の33から456の35まで、456の45、字下堰日向484の1から484の4まで、484の6、484の7、495の1から495の8まで、495の13から495の15まで、字入相沢1590の1、1590の7、1590の8、1591の267、1591の269、1591の380

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第82号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月13日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

諏訪郡下諏訪町字川向1526のロ、1527の1、1527のイ、1528、1529、1530のイ、1530のロ、1530のハ、1533の2、1533のイ、1533のロ、1533のハ

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第83号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月13日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草7281の13・7281の15・7281の19・7281の21
(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、7251の1、7251の15、7251の16、7263の3、7264の1、7281の11、7281の14、7281の20、7281の25、7281の55

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第84号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月13日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草5628、5631、5639、5640の1、5640の2、5641の1、5681の1、5705の12、5705の13

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第85号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月13日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿南町字和合1145の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第86号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月13日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第87号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月13日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿南町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第88号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月13日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡泰阜村(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第89号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月13日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡泰阜村(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第90号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡筑北村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県佐久地域振興局告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成30年1月31日付で佐久広域連合の規約の変更を許可しました。

平成30年2月13日

長野県佐久地域振興局長 井出英治

市町村課

長野県教育委員会告示第1号

文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項、第5条第1項及び第30条第1項の規定により、次のとおり長野県宝及び長野県天然記念物に指定し、並びに長野県宝の指定を解除します。

平成30年2月13日

長野県教育委員会

1 長野県宝に指定する文化財

名 称	員数	所 在 地	所有者の住所及び氏名又は名称
銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像	3 軒	松本市和田境1317番地	松本市和田境1317番地 宗教法人西善寺
木造十一面觀音菩薩立像	1 軒	上田市真田町傍陽萩5921番地	上田市真田町傍陽萩5921番地 宗教法人実相院

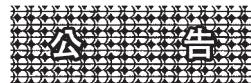
2 長野県天然記念物に指定する文化財

名 称	員数	所 在 地	所有者の住所及び氏名又は名称
夜泣き松	1 本	下伊那郡大鹿村大字鹿塙101番地	下伊那郡大鹿村大字鹿塙94番地 菅沼鑑二

3 長野県宝の指定を解除する文化財

名 称	所 在 地	指 定 告 示
松田家住宅主屋	千曲市大字八幡3033番地25	平成16年11月22日 長野県教育委員会 告示第5号
松田家斎館	千曲市大字八幡3033番地23	平成26年2月20日 長野県教育委員会 告示第1号

文化財・生涯学習課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年2月13日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
平成30年度建設資材価格等特別調査業務
- (2) 役務の特質
入札説明書によります。
- (3) 履行期間
契約締結日から平成31年3月29日まで
- (4) 業務場所
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59